

前払金の使途拡大にかかる契約書等の改正について

大阪広域水道企業団では、前払金の早期支払を通じて早期の事業進捗等を図る観点から、公共工事の代価の前払金をなすことができる範囲を拡大する特例措置を平成 28 年度より実施しておりますが、この度、令和 7 年度より恒久化することとなったため、下記のとおり契約書等を改正することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 概要

前払金の対象範囲を、建設工事請負契約書第 36 条「前払金の使用等」に定めるもののほか、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に拡大するとともに、これらに充てられる上限額は前払金額の 100 分の 25 である旨を規定。

2 改正内容

建設工事請負契約書及び同契約書（中間前払金用）第 36 条

現 行：受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

改正後：受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

※ 下波線部分は中間前払金を選択した場合に記載。

3 その他

既に契約締結した債務負担行為案件について、令和 7 年度以降の前払金の使途拡大適用を希望する場合は、その旨発注所属にお申し出ください。変更契約により対応を行います。

お問い合わせ先

財務課 契約グループ

電話 06-6944-6866